特定の科目の履修費等に関する規則

制　　定　昭和57年１月20日
大 学 評 議 会
最新改正　2020年 1 月15日

第１条　この規則は、成蹊大学学則第42条第２項に規定する特定の科目の履修費及び実習費（以下「履修費等」という。）の納入について定める。
第２条　特定の科目の履修費等の金額は、別表に定めるとおりとする。
第３条　学則第42条第２項の規定にかかわらず、科目等履修生には、この規則は、適用しない。ただし、本学大学院在学生（大学院の研究生を含む。）が科目等履修生として特定の科目を履修するときは、この限りでない。
第４条　納入した履修費等は、返還しない。
第５条　この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。
附　則（略）

別表（第２条関係）

種類		金額
グローバル教育プログラム（ＥＡＧＬＥ）	実習費	100,000円
教職課程	履修費	20,000円
	実習費	15,000円
日本語教員養成コース	履修費	10,000円
	実習費	5,000円
社会調査士課程	履修費	20,000円
	実習費	10,000円
学校図書館司書教諭課程	履修費	10,000円
メディア・リテラシー演習	実習費	10,000円
芸術文化行政コース	履修費	10,000円
	実習費	5,000円